主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人三宅信幸の上告趣意のうち、憲法三六条違反をいう点は、道路交通法―― 八条一項一号の規定をもつて、憲法三六条にいわゆる残虐な刑罰を定めたものとい えないことは、当裁判所の判例(昭和二二年(れ)第三二三号同二三年六月二三日 大法廷判決・刑集二巻七号七七七頁)の趣旨に徴し、明らかであるから、所論は理 由がなく、その余は、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあた らない。

よつて、刑訴法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

## 昭和六〇年三月七日

## 最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	角	田	禮 次	郎
裁判官	谷		正	孝
裁判官	和	田	誠	_
裁判官	矢		洪	_
裁判官	高	島	益	郎